

保険給付における各支給申請書での公金受取口座登録制度について



令和5年1月から保険給付における各支給申請書での振込金融機関に公金受取口座をお選びいただくことができるようになりました。

公金受取口座登録制度とは？

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、マイナンバーカードを利用し、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

公金受取口座が選択できる申請書

- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・国民健康保険療養費支給申請書
- ・国民健康保険葬祭費支給申請書
- ・国民健康保険出産育児一時金支給申請書
- ・入院給付金支給申請書（傷病手当金支給申請書）

公金受取口座の登録方法について

詳しくはマイナポータルホームページ（<https://img.myna.go.jp/manual/03-14/0194.html>）をご参照ください。

注意事項

- **組合員様の公金受取口座にお振込みとなります。**

※葬祭費の場合は喪主の方へ給付となります。（喪主が当組合の被保険者でない場合は、公金口座をご利用いただけません）

- 公金口座を利用しない場合は、従来とおり申請書の振込金融機関欄にご記入ください。

- 公金口座を利用される場合は、公金受取口座を受取口座として利用する旨の意思表示が必要となるため、以下の□枠にチェックを入れて氏名をご記入の上、各支給申請書と一緒に送ってください。

※公金口座を利用される場合も各種申請手続きが省略されることはございませんので、ご了承ください。

その他のご不明点について
公金受取口座登録制度について https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/
（デジタル庁ホームページ）をご参照ください。

☐ **マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。**

氏名（組合員名）

〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1
TEL：048-631-2211
FAX：048-644-3030
担 当： 給付係（音声案内2番）